

Q1 助成対象となる具体的な事業・活動を知りたいです

A1 日本の伝統芸能に関わる事業・活動であれば問いません。

あくまで一例ですが、日本伝統芸能の公演や発表会の開催に関わる費用はもちろん、演者として表舞台にたつ方に限らず、裏方として日本伝統芸能を支える邦楽器の製作や舞台に必要な衣裳や小道具等の制作技術者、その原料となるものの生産者も対象です。また、後継者を育てるための費用、後継者になるために学びでかかる費用、後世に残すための記録・や制作物にかかる費用等、日本の伝統芸能に関わる事業・活動であれば、広く対象としています。公式サイトで、今まで助成金を交付した団体・個人を紹介しています。 <http://matsuo.or.jp/category/activity/>

Q2 申請が認められない法人はありますか？

A2 ありません。

申請対象外とする法人は定めていません。営利法人、非営利法人も問いません。また、法人に限らず個人で事業・活動を計画している方も申請可能です。

Q3 事業・活動の場所と期間が決まっていなくても申請できますか

A3 申請可能です。

申請の時点ではまだ会場の予約受付開始前である、などの理由により未決定の場合は、予定している内容とともに、余白に「予定」である旨と「決定する時期」を記入してください。

Q 4 助成金の交付希望金額は、経費全体の何%まで申請できますか？

A 4 割合に定めはなく上限200万円とします。

ただし、申請者に相当の利益が生ずると判断する金額の交付はできません。助成する事業・活動が終了後に利益が生じた場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返納していただく場合があります。

Q 5 申請書類 様式第3号 収支予算書 の助成金使途で認められないものはありますか？

A 5 あります。

申請団体に所属する人、または申請者本人に支払われる出演料や報酬をはじめとする人件費や各種手当は対象外とします。

Q 6 申請中（もしくは申請予定）の補助金、助成金は、申請書類 様式第3号 収支予算書 の収入に記入する必要はありますか？

A 6 予定しているものは全て記入してください。

各自治体や省庁の助成金や補助金の受給が未決定の場合でも、申請中もしくは申請予定であるものは記入してください。各企業や個人からの協賛金、寄附金も同様です。本助成金の交付決定後、申請時の書類にこれらの記入がされていない場合は、収支予算書に変更が生じているものと判断しますので、再提出いただくことになります。

Q7 新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減収し、いまだその影響を受けている伝統芸能に携わる技術者（邦楽器の製造、原材料の生産、伝統芸能の舞台に必要な物の制作等）も助成対象ですか？

A7 **日本伝統芸能の工芸技術継承分野** の対象です。

2019年（新型コロナウイルスの影響を受ける前）と、2021年の収入が分かる資料を各申請書類と合わせて提出してください。